

長崎市介護予防・日常生活支援サービス実施要綱の一部改正の概要

		介護予防訪問介護相当サービス	生活援助サービス
訪問型サービス	名称・単価	【新規】生活機能向上連携加算(Ⅰ)100単位/月【届出不要】	
	概要	介護予防訪問介護相当サービス事業所のサービス提供責任者や生活援助サービス事業所の訪問事業責任者(以下、「提供責任者」という。)が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所、リハビリテーションを実施する医療提供施設(以下、「訪問リハ施設等」という。)の医師又は理学療法士等の助言を受けて、サービス計画を作成し、それに基づいてサービスを提供し、医師又は理学療法士等が定期的に提供責任者に助言を行う場合に算定する。	
	参考	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問リハ施設等とは、指定訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所、リハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあつては許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。) ●理学療法士等が指定介護予防訪問介護相当サービス事業所等を訪問して得た助言に基づき、サービス提供責任者は介護予防訪問介護相当サービス計画を、訪問事業責任者は訪問型サービス計画を作成する。 ●個別機能計画の内容: 自立して行おうとする行為の内容、その内容に対する3月を目途とする達成目標、その達成のための各月の目標、達成のための訪問介護員等の介助の内容等 ●理学療法士等と提供責任者が共同して現在の状況及びその改善可能性の評価(生活機能アセスメント)を行う。 ●頻度: 3カ月経過毎の初回のみ算定可能。 	
訪問型サービス	名称・単価	【拡充】生活機能向上連携加算(Ⅱ)200単位/月【届出不要】※(Ⅰ)を算定する場合は算定不可	
	概要	従来の生活機能向上連携加算の要件と同様、提供責任者が利用者宅を訪問することにより算定する。なお、連携先や連携職種を拡大する。	
	参考	<ul style="list-style-type: none"> ●連携先の拡大 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所に、新たに「指定訪問リハビリテーション」、「指定通所リハビリテーション」、「指定介護予防通所リハビリテーション」、「リハビリテーションを実施する医療提供施設」を追加。 ●連携職種の拡大 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に、新たに医師が追加。 ●理学療法士等と提供責任者が共同してケアカンファレンスを行い、評価する。 ●頻度: (3カ月が限度) 	
通所型サービス	介護予防通所介護相当サービス		ミニデイサービス
	名称・単価	【新規】生活機能向上連携加算 200単位/月【あらかじめ届出必要】	
	概要	訪問リハ施設等の医師又はリハビリ専門職が指定介護予防通所介護相当サービス事業所や指定ミニデイサービス事業所を訪問して、利用者の身体状況等の評価を行い、個別機能訓練計画を作成した場合に算定する。	
	参考	<ul style="list-style-type: none"> ●理学療法士等が指定介護予防通所介護相当サービス事業所等を訪問して得た助言に基づき、機能訓練指導員等が個別機能訓練計画を作成する。 ●個別機能計画の内容 目標、実施時間、実施方法等の内容。なお、個別機能訓練計画に相当する内容を介護予防通所介護相当サービス計画に記載することで代用可能。 ●指定事業所の機能訓練指導員が、理学療法士と連携し、計画の進捗状況を3月ごとに1回以上評価する。 ●毎月算定可能。ただし、運動器機能向上加算を受けている場合は、100単位/月。 	
	名称・単価	【要件緩和】運動器機能向上加算 225単位/月【あらかじめ届出必要】	
	概要	【要件緩和】機能訓練指導員に6ヵ月以上機能訓練指導に従事した経験を有する「はり師、きゆう師」を追加。	
通所型サービス	参考	<ul style="list-style-type: none"> ●6月以上の従事経験とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験に限る。 ●運動器機能向上計画の内容 実施する運動の種類、実施期間、実施頻度、1回当たりの実施時間、実施形態等 ●モニタリング: 概ね1月間毎に行う。 ●毎月算定可能。 	
	名称・単価	【拡充】月2回(3月以内の期間に限る) 【要件緩和】栄養改善加算 150単位/月【あらかじめ届出必要】	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ●指定介護予防通所介護相当サービス事業者や指定ミニデイサービス事業所が、外部(他の介護事業所・医療機関等)との連携により、管理栄養士を1名以上確保して、その管理栄養士が介護職員と共同して栄養ケア計画を作成した後、栄養改善サービスを提供し、その後の評価につなげるよう記録をとった場合に算定可能。 ●栄養ケア計画の内容: 栄養食事相談に関する事項、解決すべき栄養管理上の課題等に対して取り組むべき事項 ●おおむね3ヵ月実施した時点で評価。3ヵ月以内に最大2回の請求が可能。 	
	名称・単価	【新規】栄養スクリーニング加算 5単位/月【届出不要】	
概要	指定介護予防通所介護相当サービス事業所や指定ミニデイサービス事業所の介護職員が栄養スクリーニング(検査・選別)を実施し、利用者の栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定する。6ヵ月毎に1回の請求が可能。		